

●マイナンバーカードを持っていない、または、マイナンバーカードを持っているが保険証利用登録はしていない方…「資格確認書」(従来の保険証と同様のカード型)

## 資格確認書(70歳未満の方)

埼玉県 国民健康保険 資格確認書	有効期限 令和 8年 7月31日
記号 埼新 番号 1 2 3 4 5 6 7 (枝番) 0 1	
氏名 新座 太郎	
生年月日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日 性別 ○	
適用開始年月日 令和 〇年〇〇月〇〇日	
交付年月日 令和 7年 8月 1日	
世帯主氏名 新座 太郎	
住所 新座市〇〇〇丁目〇番〇号	
保険者番号 1 1 0 3 0 4	交付者名 新座市印 ©新座市 2010

●70歳未満の方の一部負担金の割合は、3割です。ただし、義務教育就学前(6歳の誕生日の前日以後の最初の3月31日まで)の方は、2割となります。

●一部負担金の割合の記載はありません。

●次回の一斉更新(令和8年7月31日)までに 70歳になられる方の有効期限は誕生月の月末(1日生まれの方は誕生日の前日)です。新しい資格確認書は改めて送付します。

## 資格確認書(70歳～74歳の方)

埼玉県 国民健康保険 資格確認書	有効期限 令和 8年 7月31日
	発効期日 令和 7年 8月 1日
記号 埼新 番号 1 2 3 4 5 6 7 (枝番) 0 1	
氏名 新座 太郎	
生年月日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日 性別 ○	
適用開始年月日 令和 〇〇年〇〇月〇〇日 負担割合 ○割	
交付年月日 令和 7年 8月 1日	
世帯主氏名 新座 太郎	
住所 新座市〇〇〇丁目〇番〇号	
保険者番号 1 1 0 3 0 4	交付者名 新座市印 ©新座市 2010

●高齢受給者証と一体化しており、発効期日と一部負担金の割合が印字されています。

●70歳の誕生日の翌月(1日生まれの方はその月)以後対象となります。

●次回の一斉更新(令和8年7月31日)までに 75歳になられる方の有効期限は誕生日の前日です。